

管工事仕様書

1. 工事種目

種 目	工 事 概 要
撤 去 工 事	図示の設備を撤去する工一式。

11. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

11.1. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への請手續などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕 <D>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <D>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手先へ立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工程別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承認を受ける。(標仕 <D>1.2.2. <D>1.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <D>1.3.4. 監理指針 <D>1.3.4)
使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製品図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <D>1.4.2)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <D>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機務類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <D>2.1.3)
梁、スラブ等の構造物貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成に準らい補修する。
発生工事の処理等は、「発生工事の処理等」(標仕 <D>1.3.9)により行う。
(1) PORを含む機器は、罰書を添えて引き渡すこと。
(2) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン剤の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

10. 耐震施工

「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
(1) 本工事の建物分類は、(特定の施設)、一般の施設)であり、地域係数は(1.0、0.8)とする。
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平地震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
1階及び地下階	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上層、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
重要機器(・ 防災機器 ・ 火気を使用する機器 ・ タンク類 ・)
(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算
対象機材 (・ 屋上、塔屋等に設置する機器 ・)
- 強度計算
対象機材 (・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・)
コンクリート工事
受水槽基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造物強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕 <D>2.6.1. <D>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設管(表示テープ及び埋設機)を行う。(標仕 <D>2.7.1. 監理指針 <D>2.7.1)
排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシュヤーンを道り方ならぬ敷き込み、突き固めした後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充ちんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕 <D>2.7.1. 監理指針 <D>2.7.1)
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- スリーブ材料については、(標仕 <D>2.27. 監理指針 <D>2.27)による。貫通部の処理については、(標仕 <D>2.8.1. 標準図 施工1. 監理指針 <D>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備土により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものは JIS-10Kとし、高圧水槽以降の配管に使用するものは JIS-5Kとする。ただし、特記部分では JIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗室内及び屋外露出部分には、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 消火器の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外あて施アンカーボルトの選定については、次による。
(1) 機器類の固には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受水槽 ・ 高架水槽 ・ 給水ポンプ装置 ・)
(2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
(3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・)
屋内、屋外及びビートル内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。
次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚膜電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、漏水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠蔽し、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕 <D>2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキステンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防漏材を塗布したものを壁に埋込む。(標仕 <D>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取付する場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取付付ける。(監理指針 <D>2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <D>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁井内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアルク製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <D>1.4.6)により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット形浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕 <D>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鉄製とし、固なが確実で、十分な防鼠性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整表 2.1. 2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

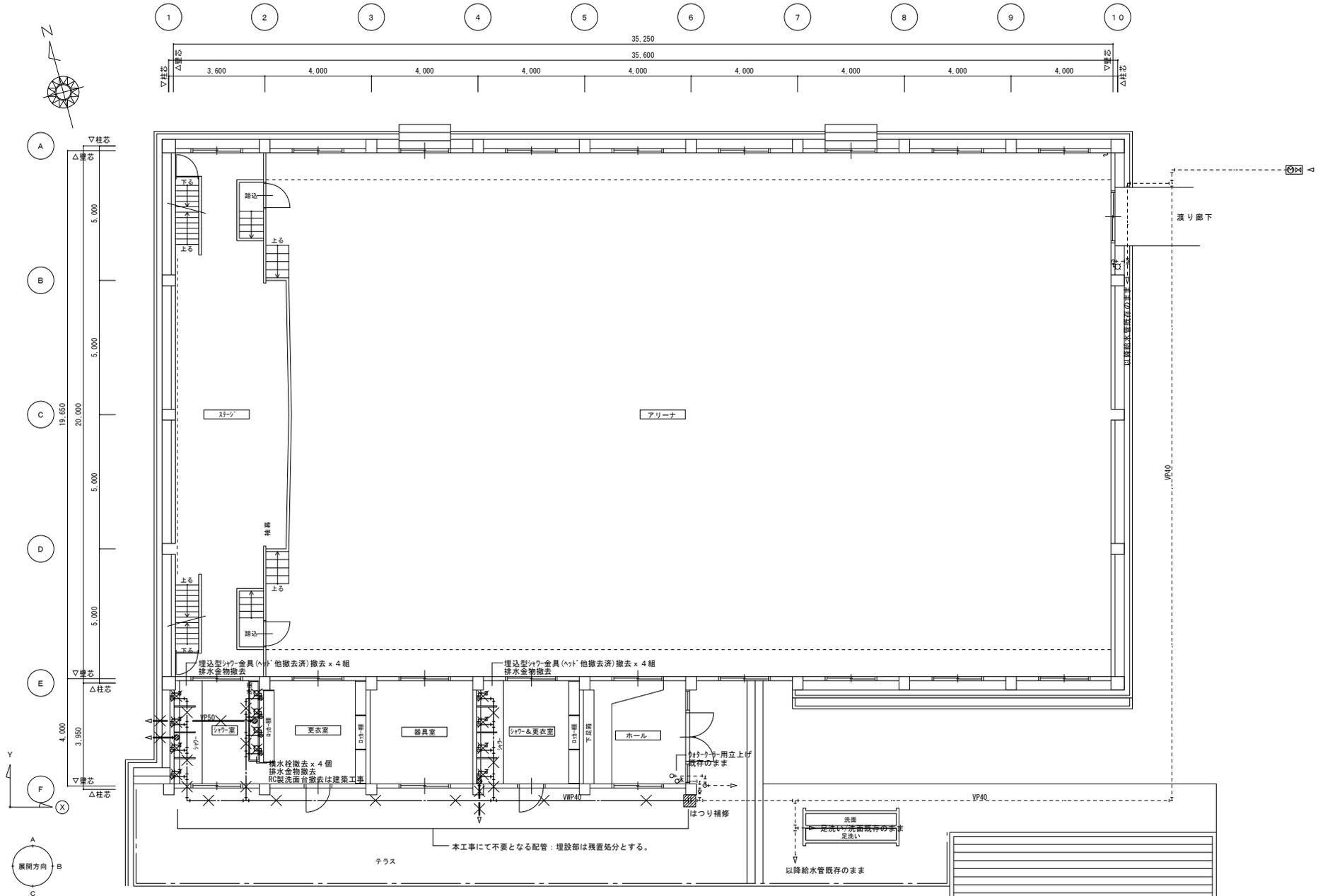
用 途	名 称	番 号	備 考
給 水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	H1VP
"	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
"	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
"	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排 水・通 気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
"	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	NSP 042	DVLP
排 水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
" (屋外)	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給 湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
"	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
" (地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管	
" (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3300	
消 火	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
" (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	NSP 041	SGP-VS
ガ ス	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
" (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)	JIS K 6774	
	ガス用ポリエチレン管	JIS G 3452	SGP
油	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

VI. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承認を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承認を受ける。
(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
(2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
ポイラー	鋼製簡易ポイラー、鉄製製ポイラー、鋼製小型ポイラー、鋼製ポイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、連排水用、汚物用)
タンク	FRP製バルタタンク、ステンレス鋼板製バルタタンク(溶接組立形、ボルト組立形) 密閉形膜式施設タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鉄製ふた	マンホールふた、弁蓋ふた

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 池田支庁学校奥馬分校 美・奥馬 体育館改修工事	●図面番号 P-O-1	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 管理建築士 徳島市丈六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL. 089-636-2712 第86221号
	●図面名 管工事 特記仕様書	●縮尺 S=NON	



改修 1階平面図 S = 1/100

※図示 --- は既設配管(既存のまま再使用)を示す。
 ※図示 × は機能停止を示し埋設配管は残置処分とする。
 ※図示 —|— は既設配管切断キップ止めを示す。(土間RC切り補修共)
 ※排水金物及び給水器具類等撤去後の穴埋め補修(モルタル)は本工事。

徳島県土木整備部管轄課		●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ●図面名 給排水設備 改修1階平面図	●図面番号 P-02 ●縮尺 S = 1/100	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第98221号	管理建築士
-------------	--	--	-----------------------------------	---	-------

電気工事仕様書

I. 工事名
R2宮崎 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事電気

II. 工事箇所
徳島県美馬市美馬町大字宮西

III. 建物概要

Table with 4 columns: 建物名称, 構造, R/C造(屋根部S造), 階数. 内容: 体育館, 鋼造, R/C造(屋根部S造), 階数 地上2階・地下1階

IV. 工事種目

Table with 2 columns: 種目, 工事概要. 内容: 電灯・コンセント設備, 天井改修に伴う照明器具のLED化と器具更新工事及びコンセント増設工事一式.

V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(たじ改、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの上記に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和5年版)」を参考とする。

VI. 特記仕様(一般共通事項)

- 1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への請手続などの費用は本工事に含む。
2. 工事着手又はしゅん工、着工前、機械、施工状況の順に写真機に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機械、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
3. 完成図等
(1) 本工事は電子納品の対象工事である。
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子納品として納品することをいう。
(2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
-竣工図の製本×3部(2つ折、原図製)
-竣工図の電子データ(OA-D×2部)
-保安に関する資料×1部
-工事写真:写真機(着手前、竣工)×1部、電子データ×1部(うち電子データ1部)
(注) 竣工図(製本、データ共に)については、必要関係図面(原図、OA-Dデータ等)を修正して作成すること。
-竣工図の電子データ(OA-D)は、OA-Dデータ(SF形式及びオリジナルデータ)とする。
4. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承認を受ける。(標仕 <1>.2.2. <1>.2.3)
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な措置をとる。(標仕 <1>.3.4. 監理指針 <1>.3.4)
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
5. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <1>.1.8)による。
6. 技能士の適用
技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

Table with 3 columns: 工事種目, 技能検定職種, 技能検定作業. 内容: 仮設, 鉄筋, コンクリート, 型枠, 鉄骨, 防水, タイル, 木, 屋根及びとい, 金属

Table with 3 columns: 工事種目, 技能検定職種, 技能検定作業. 内容: 左官, 建具, 塗装, 内装, 配管, 機械設備

- 7. 本工事の施工及び管理にあたり法規上の必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
8. 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
9. 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
10. 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <1>.2.11.3)
11. 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないしに補修する。
12. 他工事との取り合いは下表による。

Table with 2 columns: 工事項目, 備考. 内容: はり貫通部のスリーブ, 間上補強, 盤・機器等の箱入れ, 間上補強, 天井埋込箇所の天井材の切込み

- 13. 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <1>.3.9)により行う。

Table with 7 columns: 種別, 種別許可業者の会社名(区分), 優良所在地, 運搬距離(km), 処分費(取扱、円), 単位. 内容: コンクリート, コンクリート, アスファルト, 金属くず, ガラス, 木材, 廃プラスチック

- (注) 表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。
-コンクリート・アスファルト類の撤出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への撤出を原則とする。
-上記に記すの許可業者の処分場では処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分場の見積書も、減額変更を行うことがある。
なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているときは、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸説の事情により優良産業処分業者以外の処分場へ処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
(2) PCBを含む機器は、調査を添えて引き渡すとする。
(3) 空容器等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

- (4) 受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。
(5) 受注者は、建設副産物が排出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土撤出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
(6) 受注者は、資源の有効利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づき建設業に属する事業に関する事業を行う者の再生資源の利用に関する判例の基となるべき事項を定める省令(第10.25建設省令第19条)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)と土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に関する事業を行う者の指針副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(第10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土、建設汚泥又は建設混入産業廃棄物を工事現場から撤出する場合には、COBRISにより再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員の提出しなければならない。
受注者は、COBRISへの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の撤出先については、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
(7) 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその他に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工機が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品が対象す

- 類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
14. 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに不特定のものを含む。))を請負員に応じて付保する。(標準請負契約約款第49条)
(1) 対 象 物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
(2) 付 保 除 外 工 事 次に掲げる雑工事については、付保を除外できる。
-杭及び基礎工事
-コンクリート躯体工事
-屋外付帯工事
-その他実状を判断のうえ必要がないと認められた場合(外装修工事等)
(3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
(4) 保 険 終 期 工事完成期日14日を加えた期日とする。なお、工事延滞した場合は保険の期間も延長する。
(5) そ の 他 付保する時期以降に出来高を行う場合は、発注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

- 15. 工事実績情報の登録
受注者は、請負金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願ひ」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間内には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。
(1) 工事受注時 契約締結後10日以内
(2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
(3) 工事完成時 工事完成後10日以内
なお、登録内容の変更は、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。登録後速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。
なお、変更時工事完成時刻が10日間以上高い場合は、変更登録を省略することができる。
16. 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
17. 県内産資材の取用
(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を行う場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用したくない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

Table with 2 columns: 県内産資材(次のいずれかに該当するもの), 内容. 内容: ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品, ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品, ③ 部品が県外で加工、製造された製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う.

18. 県産木材の使用

- (1) 受注者は、工事標準、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
(2) 該産木材とは、「徳島県内の森林で再産した木」のことであり、次のものが該当する。
① 徳島県木材認証機構より「産地認証」された木材
② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事において、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
(4) 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書等の写しを監督員に提出しなければならない。
(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
19. 県内産再生砕石の取用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2第5項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
20. 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」を監督員に提出しなければならない。また、請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後に「木材使用実績報告書(電子データ)」及び「建設資材使用実績報告書(電子データ)」を監督員に提出すること。
21. 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用しなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。
22. 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
23. 工事現場には経路特定工事標準監督員指示に従って見やすい場所に設けること、工事標準については、原則として県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取り扱いについては、18項による。
24. 受注者は、工事の施工箇所及び周辺における地下埋設物について、工事(仮囲い等仮設防護を含む)着手までに調査を行い「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けること。また、地下埋設物の影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造を確認しなければならない。
受注者は、工事箇所及びその周辺における地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう措置を施さなければならない。一方、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、損傷の適正な支障がないよう受注者の負担でその程度修復又は補修すること。
25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況において、写真等の記録を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用資材のうち土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損傷を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置に必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路において、上空施設への接触事故を防止するため、重量超過の危険、移動式クレーンのブームの格納、クランプトラックの荷台のろし等について、進行前に複数の作業員により確認しなければならない。

29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付の車両を原則使用しなければならない。ただし、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。

30. 受注者は、高さが増加する箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を管理すること。

31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。

32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

33. 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全量及び型式番号等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はその限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場供給するものが著しく困難な場合は、監督者と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

34. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改訂 平成14.4.1 国総給第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全量及び型式番号等分かる写真を監督員に提出するものとする。

35. 耐震施工
 「府庁施設の総合耐震計画基準及び旧解説（平成4年版）（建設大臣官房官庁営繕部監修）」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）（国土交通省省庁4技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）」による。
 (1) 本工事の耐震分類は、「**指定の監別**」一般の施設、一般の施設は（1.0、**0.9**）
 (2) 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽については有効質量）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。
 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階の場合は上層1階、13階以上の場合は上層4階

重要機器（ ・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災知覚受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ）

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 (4) 質量100kg以下の軽な機器（構内の適用を受けないものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

36. 各種荷重計算
 対象機材（ ・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・ ）

37. 強度計算
 対象機材（ ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・ ）

38. 土工事の残土処分
 （ ・ 構内に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で ・ 行う（ 箇所 ） ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし ・ 構内の指示場所に集積 ）
 なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

39. コングリート工事
 受要盤基礎（ ・ 強度試験（ ・ 公共試験機関 ・ JIS工場 ） ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 ）
 ※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任（監理）技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任（監理）技術者が行うものとする。

40. 揮発性有機化合物を使用した材料の使用制限
 ・ 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

41. 設計変更箇所確認（設計事務所による工事監理がある場合に適用）
 工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること
 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること
 42. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	1回	2回
5千万円以上1億円未満	2回	3回
1億円以上	2回	3回

(注) ・ 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。
 ・ 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
 ・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。
 ・ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することが出来る。

43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等（有 ・ 無）

備品等名称	
保管場所	
注意事項	

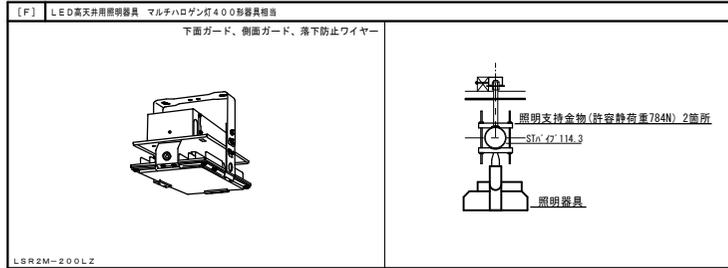
44. 仮設トイレの洋式化
 受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
 ・ 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事
 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。
 ・ 当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事
 原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。
 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。なお、洋式トイレは、和式トイレの座便器部分を洋式化したトイレのこと。
 快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策、施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

45. デジタル工事写真の小黒板情報電子化
 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対工事（以下、「対象工事」という）とすることが出来る。
 対象工事は、徳島県(AIS/EO)ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

- VII. 特記仕様2(特記事項)
- 最上階の床下配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆テープを挿入する。（標仕 <2>2.9. <2>2.12.4）
 - フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
 - カバープレート及びフルボックス蓋にはシール等を用別途表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 屋内、幹線ケーブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.10. <2>2.12.5）
 なお、屋外において直接外気に触れる場所（屋内、フルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - 屋外の金属製防水フルボックスは、（ステンレス製 ・ 鋼板製）とし、（メタリウム焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない）とする。
 - スラブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1. 標準図 電力71~74、監理指針 <1>2.9.1. <2>2.1.13 による。
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次配以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - E.接地極の材料はEBとL=10、L=1.50とする。 接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地埋設標を設ける。
 - PF管は渡付一重管、タイプ-25とする。
 - 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備（蓄電池を含む） ・ 配電盤 ）
 (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用するアンカー取付用の本体には金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 (3) 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 （ ・ 一般居室、廊下等 ）
 鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後鋼管ペイント2回塗りとする。
 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
 - 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
 - 地中管路に耐熱性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐熱性のある管材に接続すること。
 - 改修又は建設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。（標仕 <2>1.8.4）なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
 - 太さ14mm以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増補確認の表示を行う。（標仕 <2>2.1.2）
 - ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を及ぼさない範囲で束ねる。（標仕 <2>10.1.5）
 - 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。
 製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
 - 通信 ・ 情報設備の弱電電線は絶縁抵抗測定を行う。（標仕 <6>2.28.2）
 - 自家発電電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書提出する。

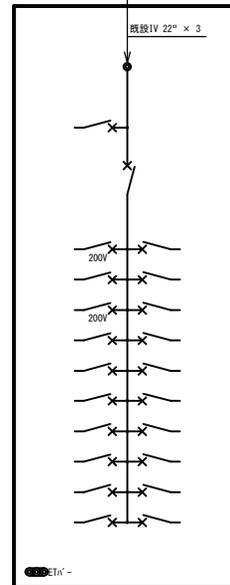
VIII. 機材等
 1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防塵及び防炎用照明器具を除く。
高圧機器	分電盤（実験室を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
変圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器
蓄電池	高圧変圧器（特定機器）、高圧遮断器 ペント形耐震鉛蓄電池、制御弁式耐震鉛蓄電池 設置ケーブル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置（系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。） ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鉄線製ふた（マンホールふた）	



器具名称	LED	
構造	屋内露出型鋼板製	
幹線サイズ	既設IV 22" x 3	
配線用遮断器	数量	
主幹	ELB 2P100AF 60AT	1
1次分岐	MCB 2P 50AF 20AT 1E	1
2次分岐	MCB 2P 50AF 20AT 2E	2
n	MCB 1P 50AF 20AT 1E	18

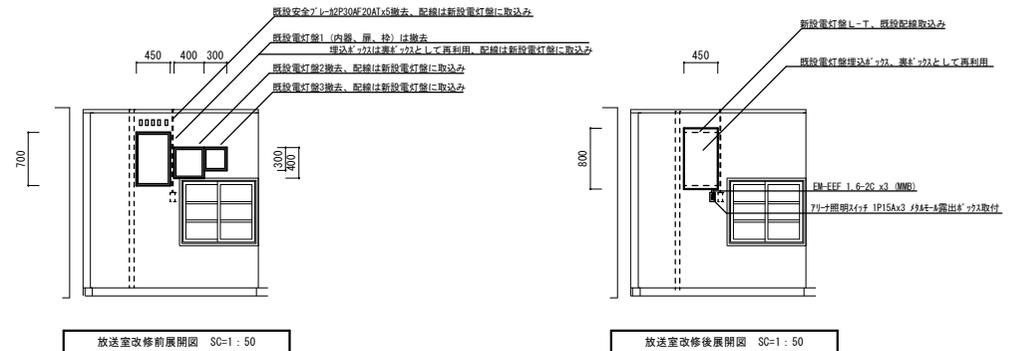
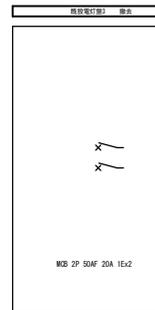
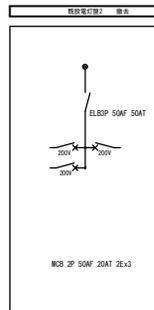
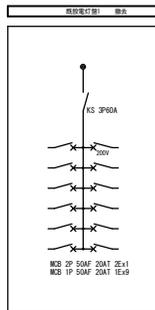
既設幹線

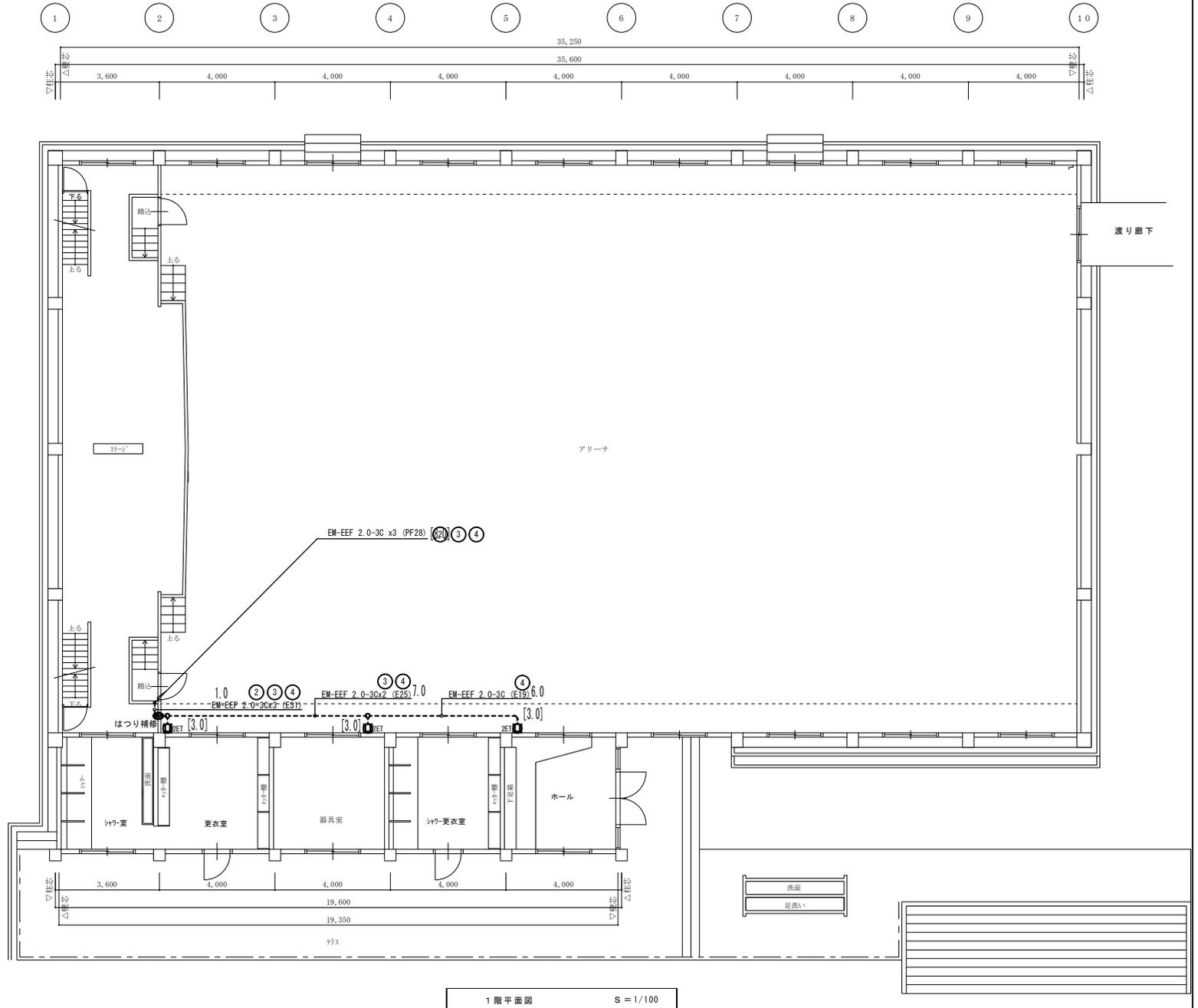
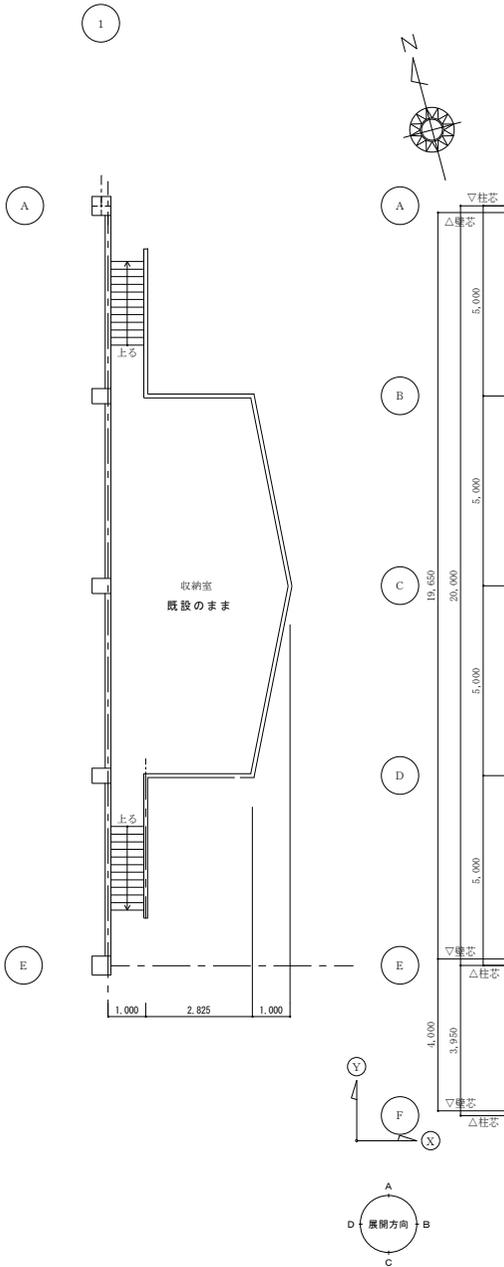


負荷名称	容量(VA)	回路No
誘導灯		(A)

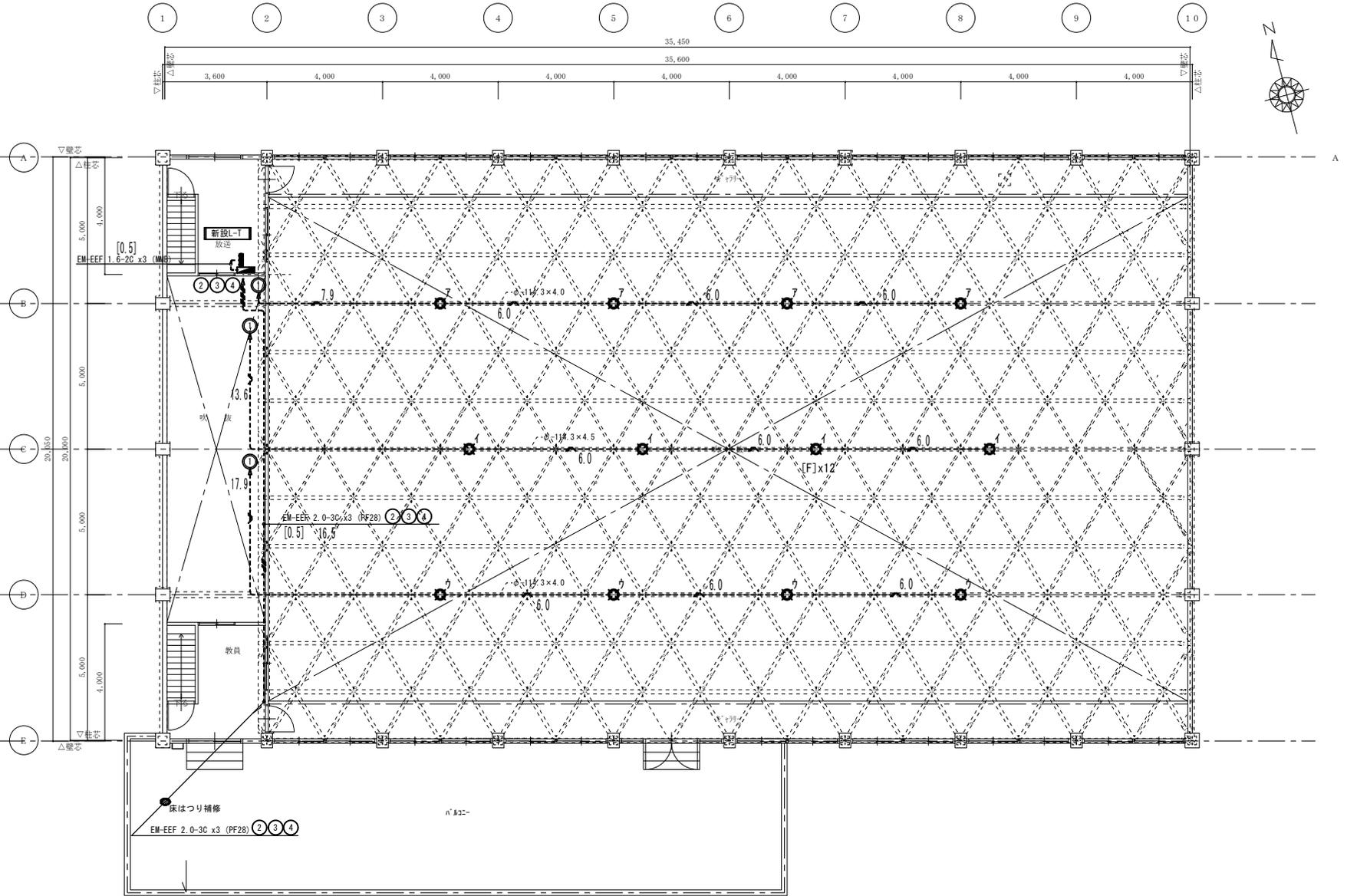
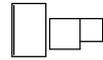
負荷名称	容量(VA)	回路No
アリーナ照明	1,392	(1)
スポットエアコン用コンセント	1,040	(3)
既設ステージ照明回路		(5)
既設回路		(7)
既設回路		(9)
既設回路		(11)
既設回路		(13)
既設回路		(15)
既設回路		(17)
予備		(19)

回路No	容量(VA)	負荷名称
(2)	1,040	スポットエアコン用コンセント
(4)	1,040	スポットエアコン用コンセント
(6)		既設回路
(8)		既設回路
(10)		既設回路
(12)		既設回路
(14)		既設回路
(16)		既設回路
(18)		既設回路
(20)		予備





徳島県土木整備部管轄課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ● 図面名 1階平面図 改修後（電灯設備） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 E-04 ● 縮尺 S=1/100 	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建築大抵登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	--	---	--	-------



2階平面図 1/100

特記なき配管記線は下記に示す。

● EM-EEF 2.0-3C

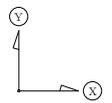
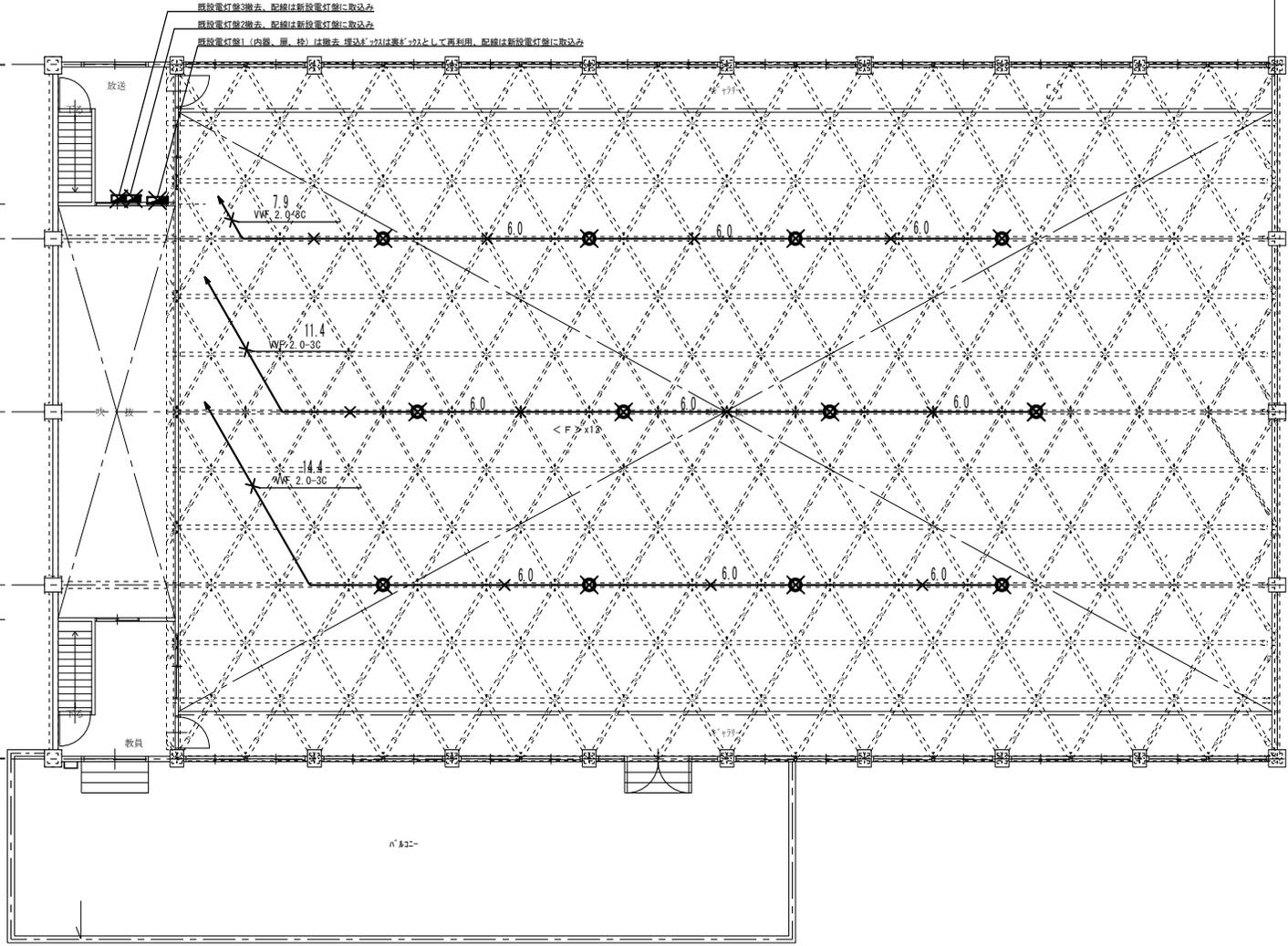
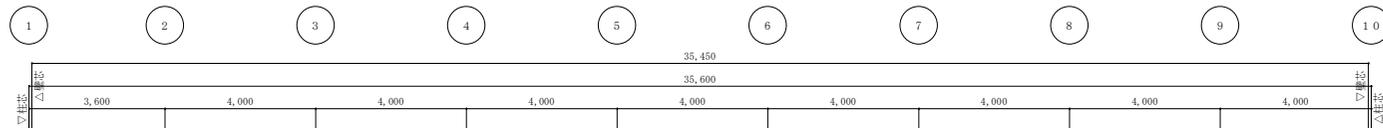
徳島県土木整備部管轄課

● 工事名
R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事
● 図面名
2階平面図 改修後（電灯設備）

● 図面番号
E-05
● 縮尺
S=1/100

株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号
徳島市丈六町山端18-5
関富 進 一級建築士 建設大臣登録
TEL 089-636-2712 第86221号

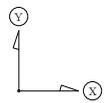
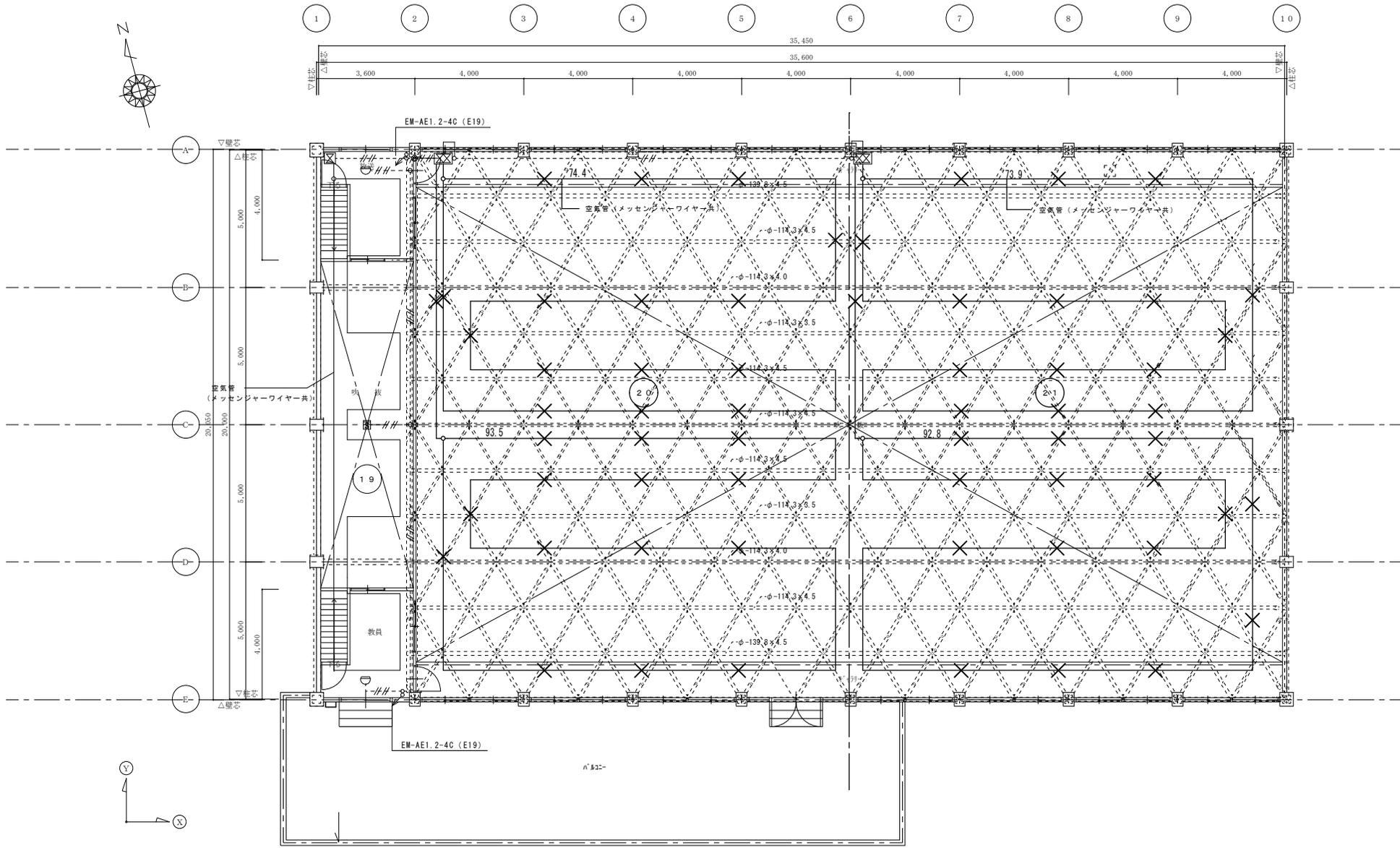
管理建築士



撤去器具			
記号	仕様	台数	備考
< F >	HID 400W x 1 1'17'吊り	12	新規LED器具に更新

2階平面図 1/100

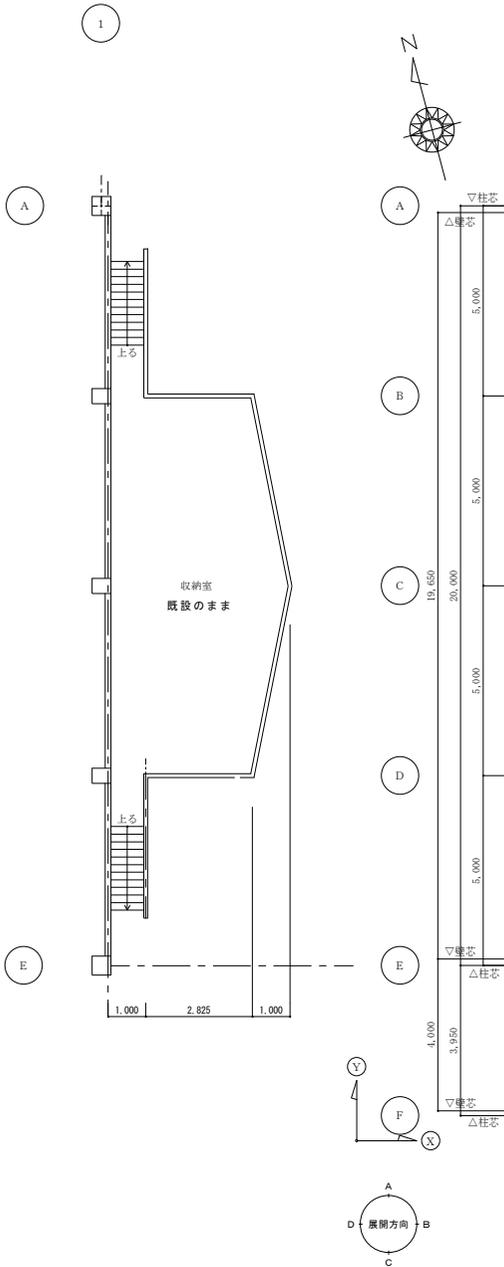
徳島県県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ● 図面名 2階平面図 改修前(電灯設備) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 E-07 ● 縮尺 S=1/100 	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	--	---	--	-------



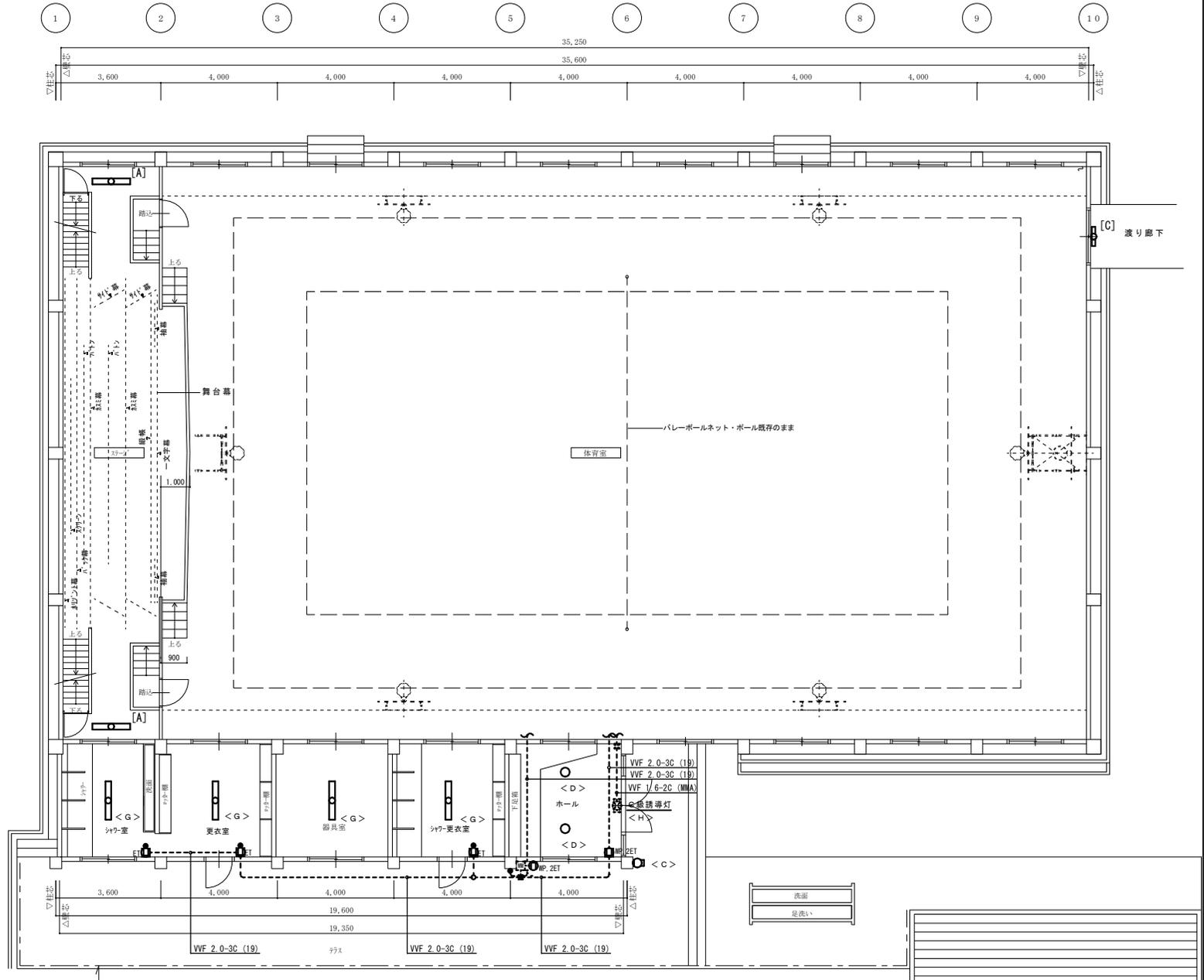
○表示は建具表参照

2 階平面図 1 / 100

徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ●図面名 2 階平面図 改修前 (自動火災報知設備)	●図面番号 E-08 ●縮尺 S=1/100	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第86221号	管理建築士
-------------	--	---------------------------------	---	-------

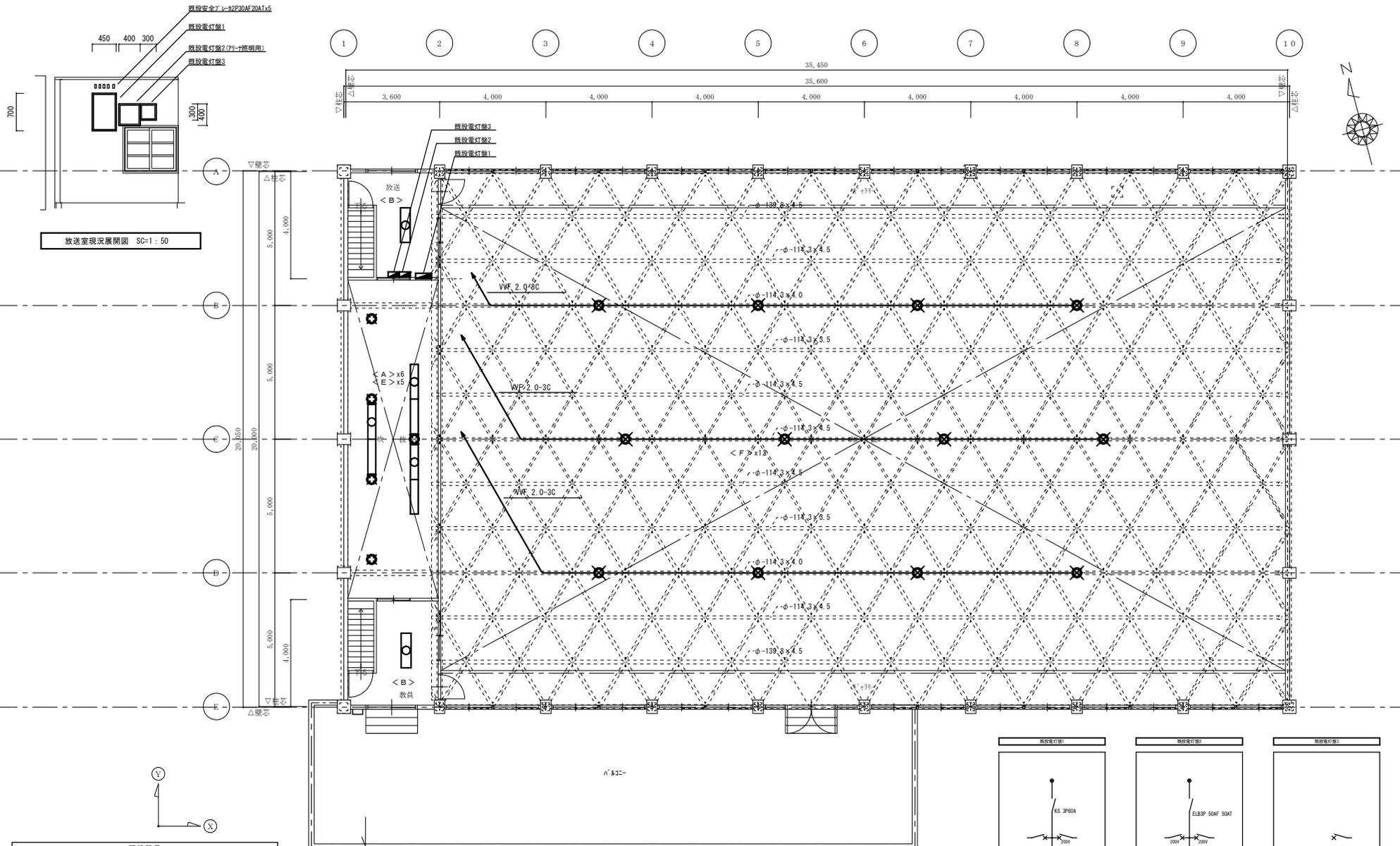


既存 地下室平面図 S=1/100



1階平面図 S = 1/100

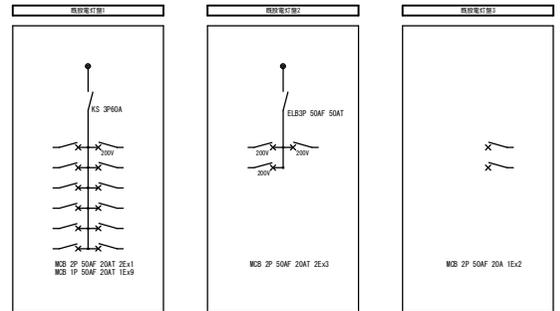
徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事	●図面番号 E-09	●図面名 1階平面図 支障物件確認図 (電灯設備)	●図面番号 E-09	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712 第86221号
-------------	---------------------------------------	---------------	------------------------------	---------------	--

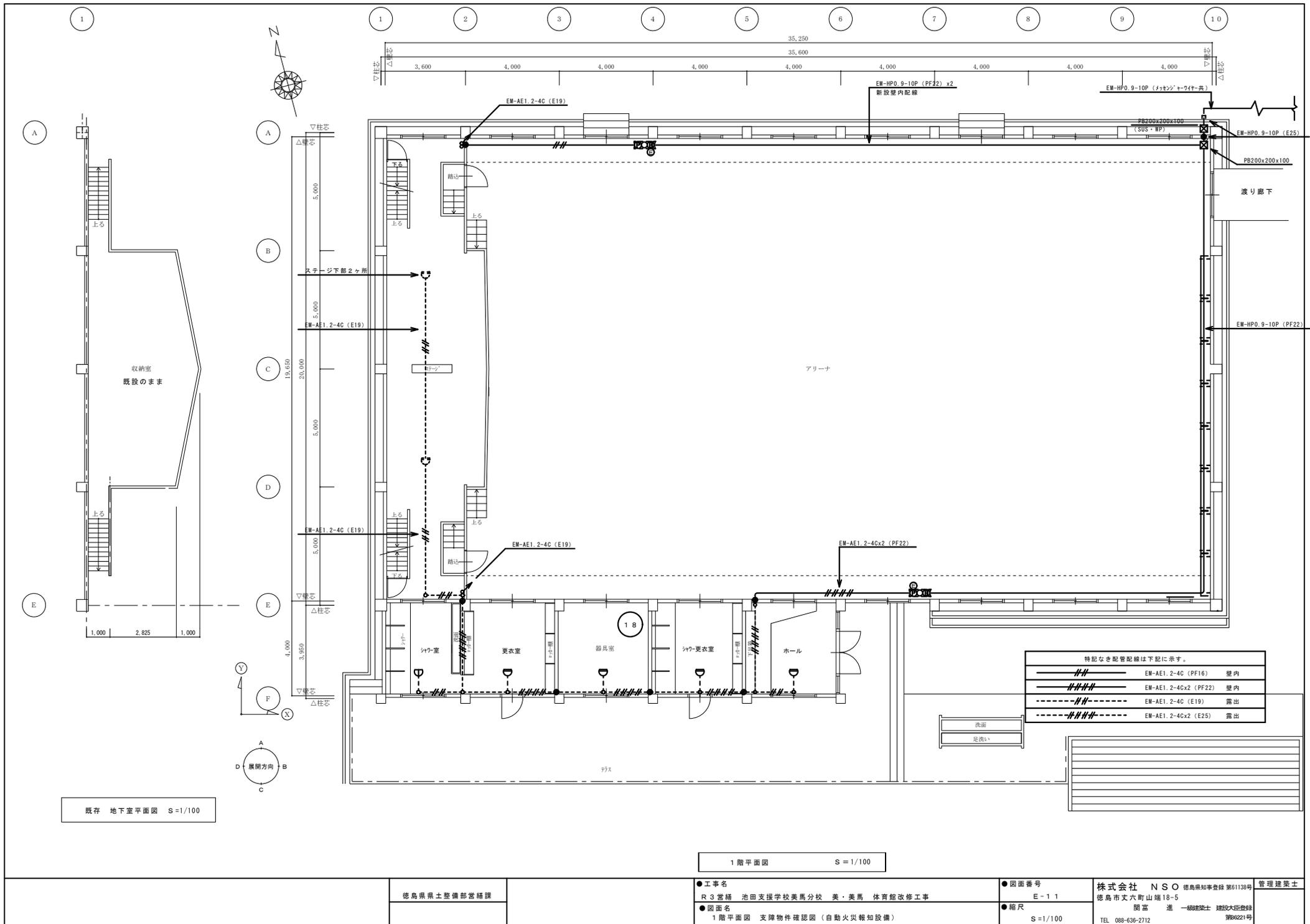


現況 2階平面図 1/100

既設器具				
記号	仕様	台数	備考	
<A>	FL 40W x 2 直付	6	現状維持	
	FL 40W x 2 埋込	4	現状維持	
<C>	FL 20W x 1 2'97分	2	現状維持	
<D>	FCL 30W x 1 直付	2	現状維持	
<E>	RF 300W x 1 1'4' 吊付	5	現状維持	
<F>	HID 400W x 1 1'4' 吊付	12	撤去処分	
<G>	FL 40W x 1 直付	4	現状維持	
<H>	C線誘導灯	1	現状維持	

○表示は器具表参照





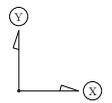
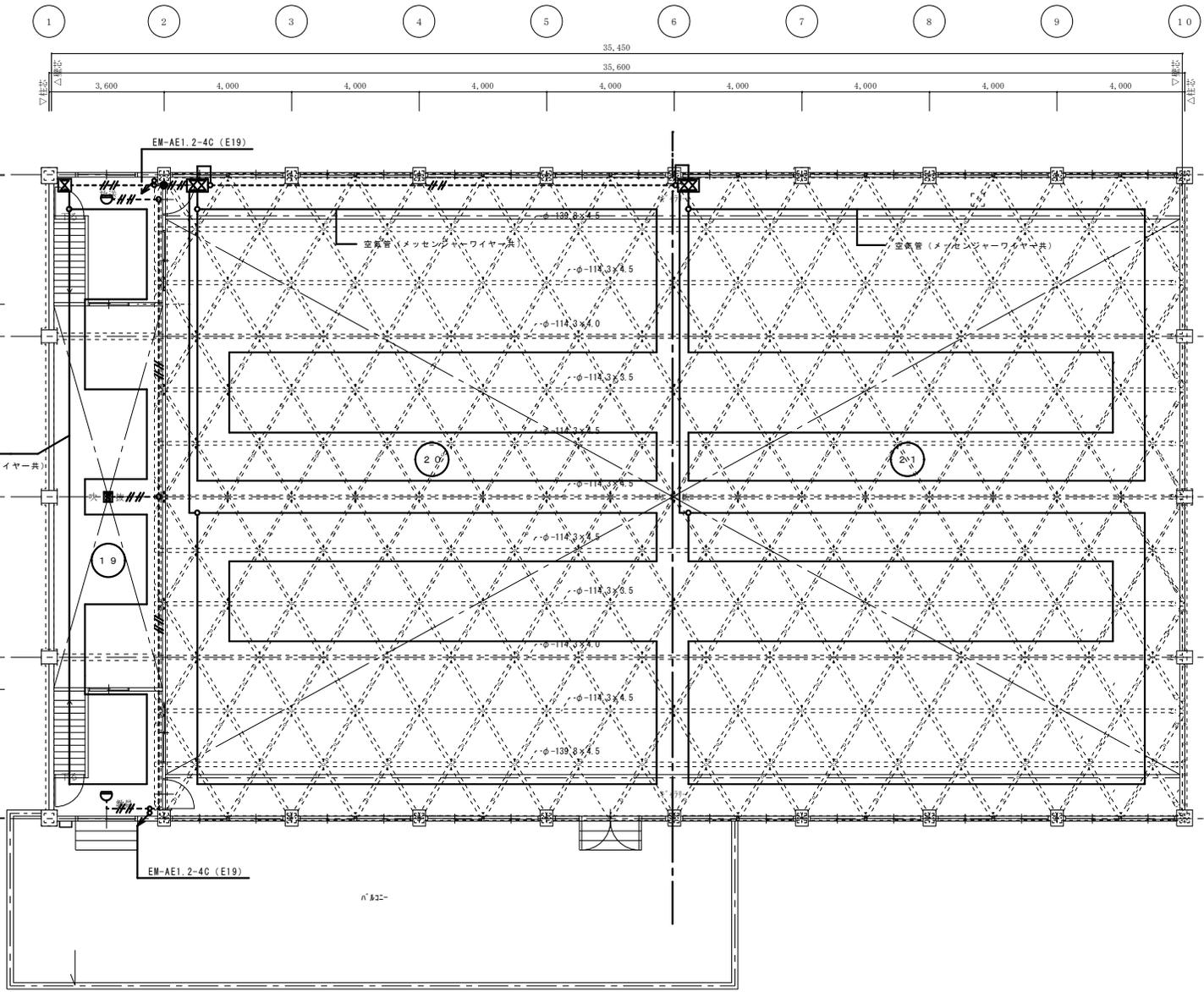
既存 地下室平面図 S=1/100

1階平面図 S = 1/100

特記なき配管配線は下記に示す。

———	EM-AE1.2-4C (PF16)	壁内
———	EM-AE1.2-4Cx2 (PF22)	壁内
- - - - -	EM-AE1.2-4C (E19)	露出
- - - - -	EM-AE1.2-4Cx2 (E25)	露出

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事	●図面番号 E-11	株式会社 NSO 徳島県知事登録第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関 富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 088-636-2712	管理建築士 第86221号
	●図面名 1階平面図 支障物件確認図 (自動火災報知設備)	●縮尺 S=1/100		



○表示は建具表参照

現況 2階平面図 1 / 100

徳島県県土整備部管轄課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R3 菅橋 池田支援学校美馬分校 美・美馬 体育館改修工事 ● 図面名 2階平面図 支障物件確認図 (自動火災報知設備) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 E-12 ● 縮尺 S=1/100 	株式会社 NSO 徳島県知事登録 第61138号 徳島市丈六町山端18-5 関富 進 一級建築士 建設大臣登録 TEL 089-636-2712 第6221号	管理建築士
-------------	---	---	--	-------